

加古川市上下水道事業運営審議会資料

令和8年1月19日

目次

●下水道使用料据え置きの方針について	3
--------------------	---

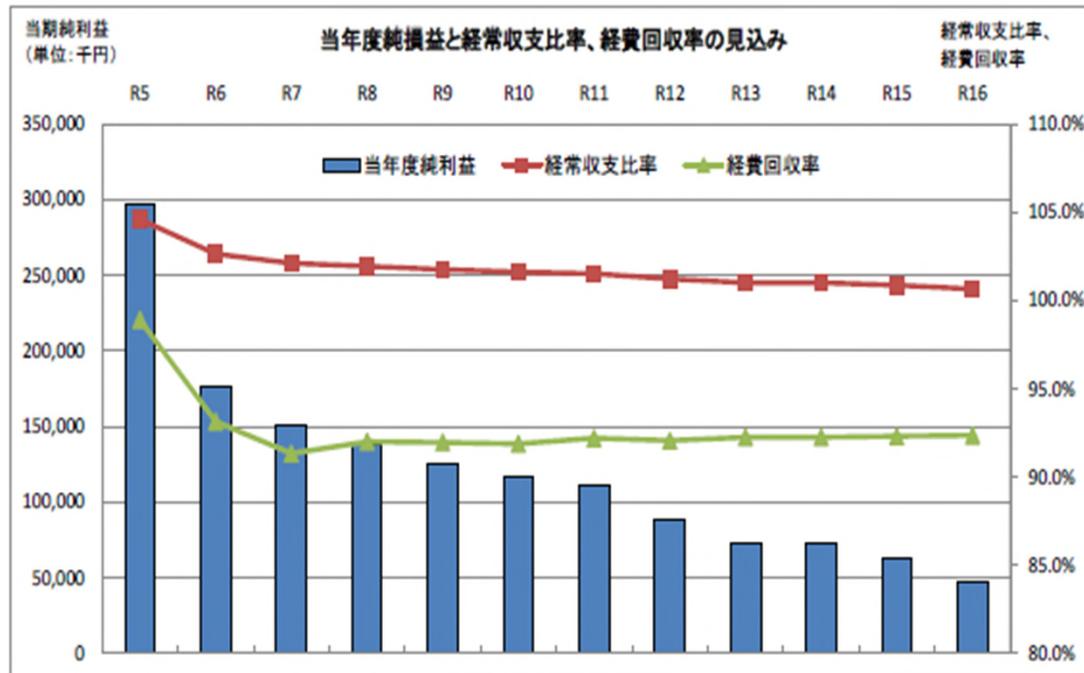
下水道使用料据え置きの方針について

加古川市下水道事業の現状 (1/2)

下水道事業について、現状で将来を推計した場合、純利益は減少傾向にあり、経費回収率は100%を上回ることは難しい状況です。

【経常収支比率及び経費回収率の推移】

- ◆ 経常収支比率は、過去の実績、将来予測においても目標とする100%を超える推移となっています。
- ◆ 経費回収率は、目標とする100%に達しておらず、将来予測でも90%前半を推移する見通しになっています。



※R6経営戦略より抜粋

指標等	令和6年度 (実績)	令和10年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
財源に関する目標設定			
経常収支比率 (%)	103.8%	100%以上	100%以上
経費回収率 (%)	95.6%	100%以上	100%以上

経費回収率については、100%以上の目標を達成していないものの、下水道事業の収支状況を表すメイン指標である経常収支比率については、100%を継続して超えているため、経営の健全性は維持できています。

加古川市下水道事業の現状 (2/2)

経営戦略に掲げられた経費回収率100%以上の目標を達成するために、経費回収率向上に向けたロードマップを作成しています。

【経費回収率の向上に向けたロードマップ】

◆ ヒト、モノ、カネのそれぞれの観点から、収入の増加や支出の削減のための取組みを計画し、経費回収率の向上に努めます。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
経営戦略の改定	改定					改定					改定
経費回収率向上に向けたロードマップの改定	策定					改定					改定
施策											
ヒト	技術者研修等への積極的な職員派遣	継続									
	若手職員の指導育成 (OJT)	継続									
	広域連携による人材育成の共同化	検討									
モノ	ストックマネジメント計画に基づいた点検調査等の推進	継続									
	点検調査修繕の包括的委託			検討		導入					
	未普及対策事業	継続									
	ウォーターPPPの導入可能性検討	検討									
カネ	未利用地の売却可能性検討	検討・実施									
	ICT活用 (遠隔監視) による施設管理の効率化	継続									
	接続促進 (水洗化率向上) による使用料収入の増加	継続									
下水道使用料の改定						検討					検討

以降のスライドでは下水道使用料に着目しています

下水道事業の特徴 (1/5)

下水道事業において、一般会計繰入金が認められている背景は、下水道事業が有する特徴と制度の仕組みにあります。

【下水道事業とは①】

◆ 下水道事業では、以下のような特徴を有しています。

(下水道の機能)

下水道は以下のような機能があり、**単なる利用者向けのサービスではなく、社会全体が恩恵を受ける公共的機能を担っています。**

生活環境の改善 (悪臭・害虫防止)	公衆衛生の向上 (感染症防止)
水質保全 (河川・海域の環境保全)	浸水防除 (雨水排除)

このような特徴から**受益が使用者に限定されず、使用料 (受益者負担) だけで賄うことは不合理であるため、社会全体で負担すべき部分を一般会計で賄うべき**との考え方が成立します。

(下水道事業の課題)

下水道事業では一般的に以下のような課題があります。

初期投資が極めて大きい (水道事業の3倍)	人口密度が低い地域ほど採算が悪い
------------------------------	-------------------------

このような課題に対して、**下水道未整備地域の解消、地域間の生活環境格差是正を進める必要があります、政策目的からも一般会計の関与が認められています。**

下水道事業の特徴 (2/5)

下水道事業では、独立採算を原則としつつも公費で負担すべき支出があり、一般会計繰入金がなく全てを使用料で賄おうとすると社会的損失が生じる可能性があります。

【下水道事業とは②】

◆ 下水道事業では、以下のような特徴を有しています。

(雨水公費・汚水私費の原則)

雨水は汚水と違って、①雨水は誰の責任で発生したものか特定できない、②道路、公園、公共施設からも流入する、③浸水対策は防災施策の一部であるという特徴から、雨水処理に要する経費は原則として一般会計が負担すべきとされています。

(繰入基準について)

下水道事業は独立採算が原則とされていますが、「公共性の高い部分」は例外的に公費負担が可能です。これらを整理したものが「繰入基準（総務省通知）」です。

加古川市では、雨水処理に要する経費、分流式に要する経費等の複数のメニューに対し、総額約24.3億円（令和6年度決算額）を繰入しています。

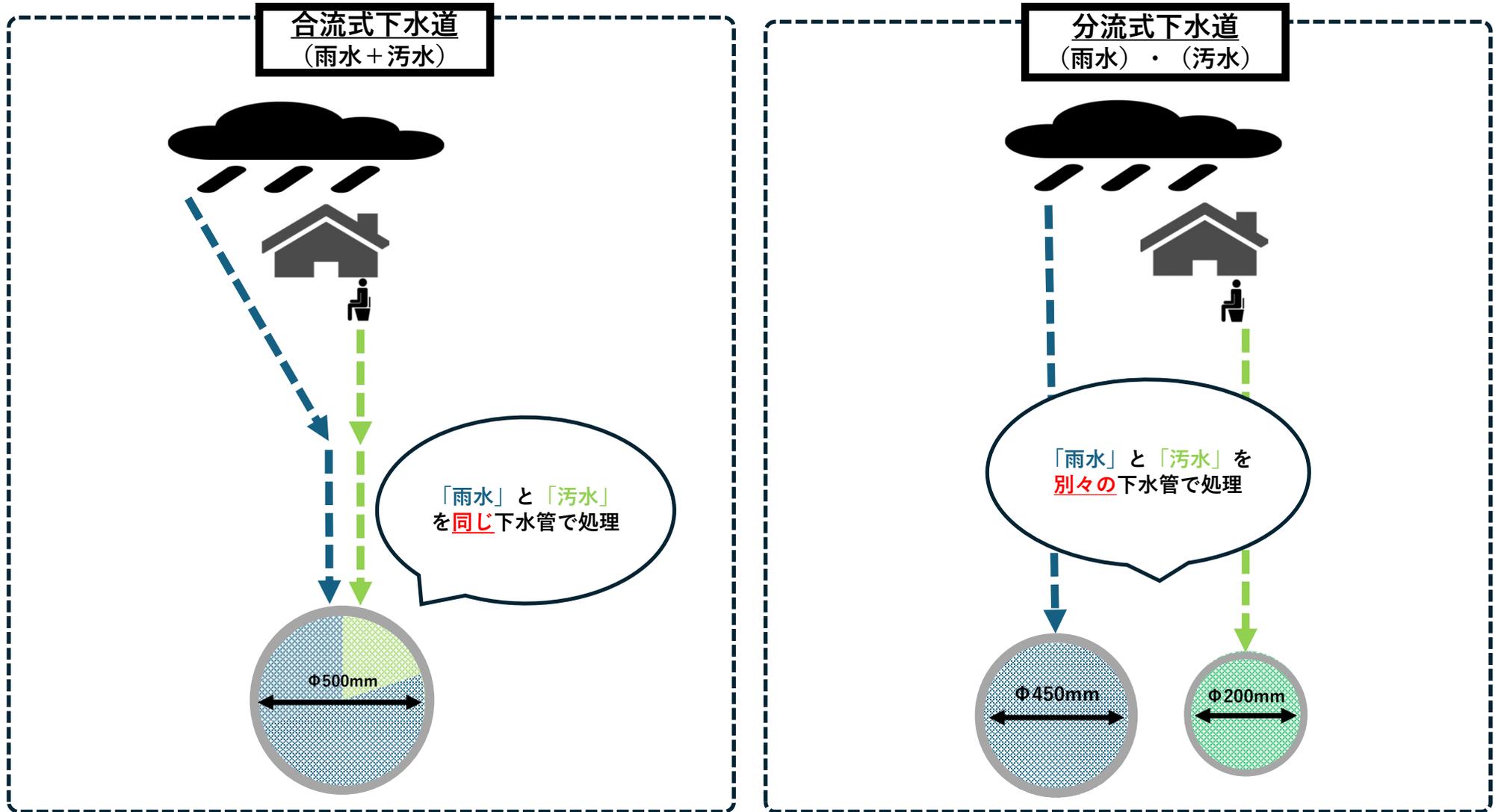


もし、繰入金がなく、全てを使用料で賄おうとすると、

①使用料が著しく高額になる、②利用抑制による衛生・環境悪化といった社会的損失が生じる可能性があります。

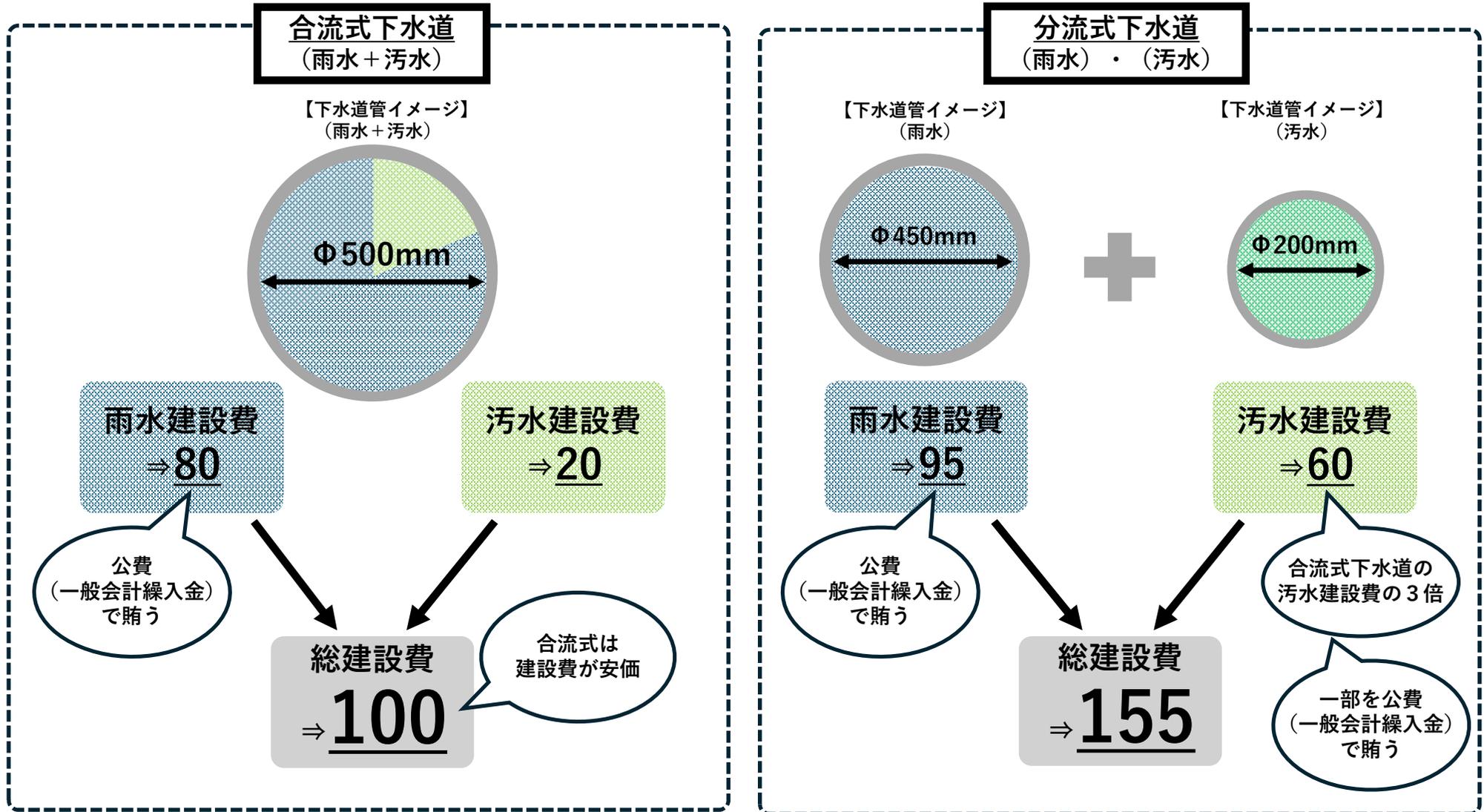
下水道事業の特徴 (3/5)

● 「合流式下水道」と「分流式下水道」について



下水道事業の特徴 (4/5)

● 「合流式下水道」と「分流式下水道」の建設費のイメージ ※合流式下水道の総建設費を100とした場合



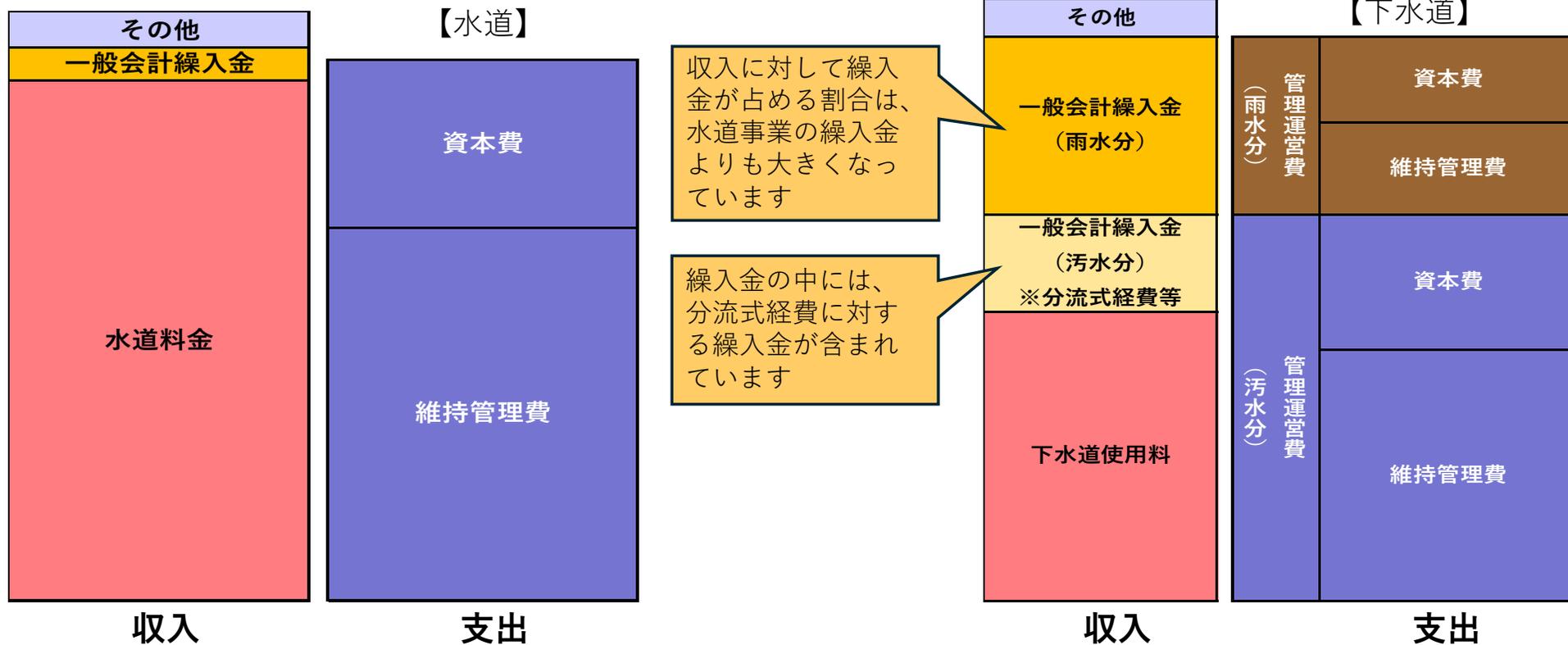
下水道事業の特徴 (5/5)

下水道事業では水道事業と違い、法令により支出に対して繰入金で賄うことができる項目が多く、収入全体のうち繰入金の割合が大きくなっています。

【収入と支出の構成】

- ◆ 水道事業については、発生する支出の大部分を水道料金で賄う必要があるものの、下水道事業については、これまでの説明のとおり、下水道使用料だけでなく、法令により繰入金で賄うことができます。

※資本費=減価償却費-長期前受金戻入+支払利息

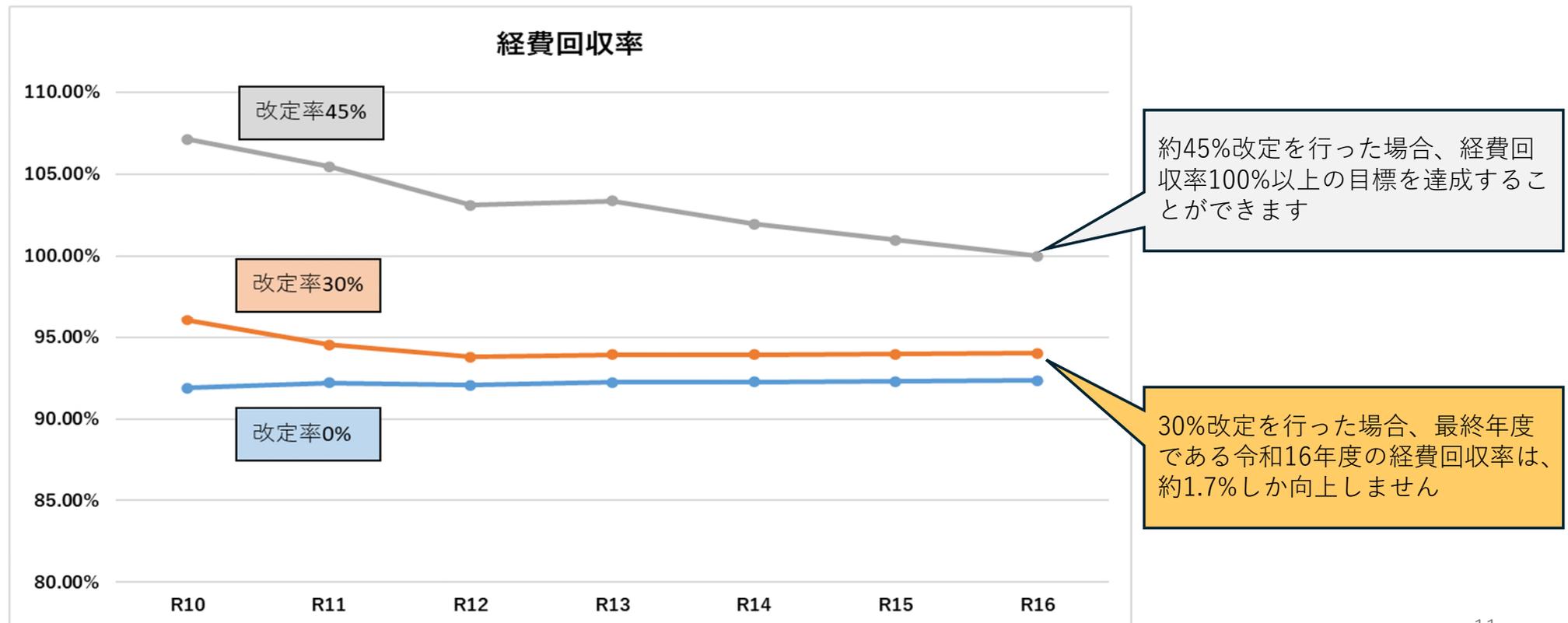


下水道使用料 (1/3)

使用料改定を行って経費回収率を向上させる場合、約45%以上の改定が必要になり、利用者の負担が大きくなってしまいます。

【経費回収率に対する使用料改定の効果】

- ◆ 経費回収率の向上のために下水道使用料の改定を実施しても、約45%未満の改定では経費回収率に与える影響は小さくなってしまいます。（基準内で一般会計繰入金を繰り入れした場合）

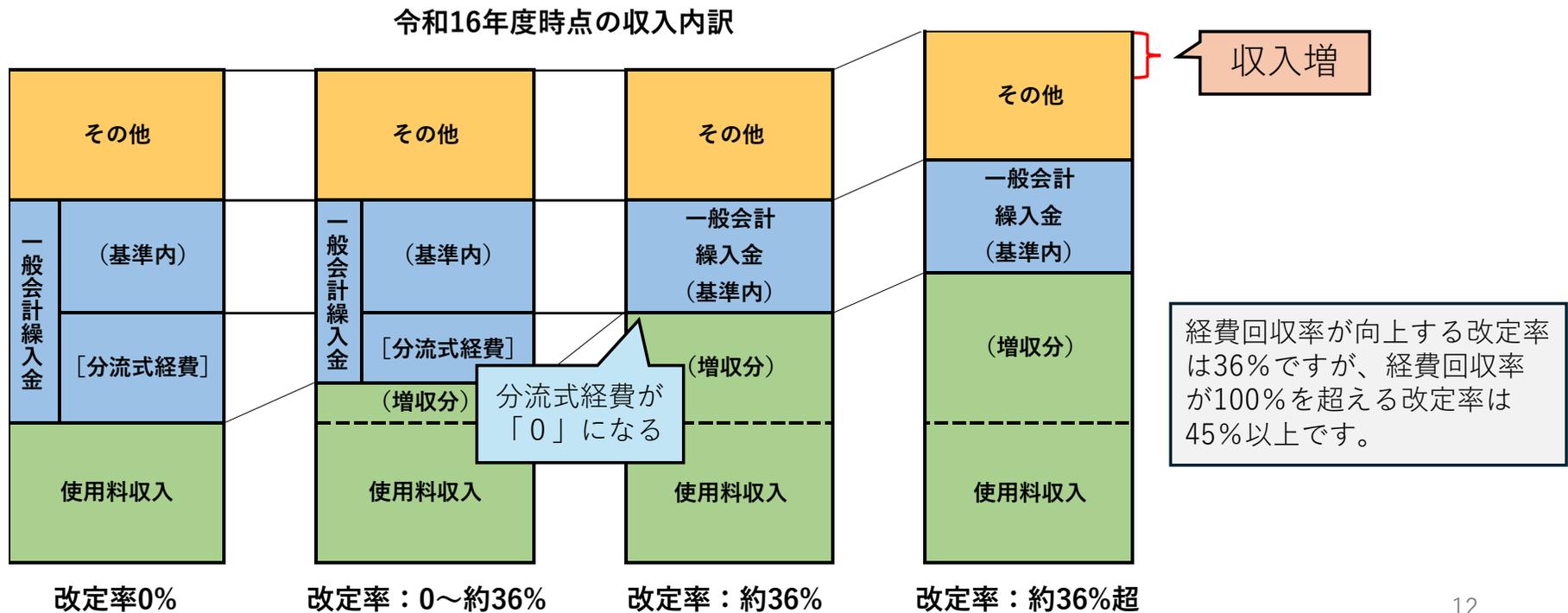


下水道使用料 (2/3)

使用料改定を行い使用料収入を増加させても、国の繰入基準算定方式では分流式経費の繰入金の金額が「0」にならない限り、収入全体が増加することはなく、経費回収率の向上効果はほとんど見込めません。

【分流式経費のしくみ】

- ◆ 分流式経費に対する繰入金は、国の繰入基準では使用料収入の金額に応じて繰り出される金額が算定される計算方法となっているため、使用料収入の増減によって、分流式経費に対する繰入金も増減することになります。
- ◆ 以下の表のとおり、分流式経費の繰入金以上の使用料改定（約36%超）を行った場合に、収入全体が増加することになります。



下水道使用料 (3/3)

経常収支比率が100%を上回り、経営の健全性が維持できるなか、大幅な使用料改定をしないと経費回収率向上が見込めないため、今後も支出削減による経費回収率の向上を目指していきますが、使用料改定はしないこととします。

(下水道使用料を据え置きにした根拠)

- ◆ 経営の健全性を示す**経常収支比率が100%を上回っているため、経営状況上、改定が不要な状況**だといえます。
- ◆ これまで確認したとおり、経費回収率100%達成のためには、下水道使用料を45%程度改定することが必要です。しかし**経営戦略期間において黒字を見込んでいる状況での大幅な改定は、利用者の理解を得ることは極めて難しい**と考えます。

(経費回収率100%の目標について)

- ◆ 経費回収率100%の目標は、平成31年に策定された「**加古川市下水道ビジョン2028**」に掲げられた**目標と整合させる必要があるため、経営戦略においても経費回収率100%を目標と設定し、取り組んできましたが、さらなる人口減少や物価上昇など加古川市下水道事業を取り巻く環境が大きく変化し、当時設定した目標は達成困難な状況**になりました。今後は、下水道ビジョンの更新時期に合わせて、**実態にあった適切な目標の見直しを行うことを予定**しています。
- ◆ 経費回収率については全国平均及び類似団体平均のいずれも100%を下回っているのが現状です。このため、経営改善に向けて目指すべき指標ではあるものの、必ずしも達成を義務付ける指標ではないと考えます。